

あびらの未来を、みんなで考える。

新しい総合計画づくりが始まります

「総合計画」は、町の未来のかたちを決める大切な計画です。

現在、平成29年度から始まった第2次総合計画に基づき、令和8年度までの10年間で、さまざまな取り組みが進められています。

この計画は、教育や子育て、人づくりやコミュニティづくり、経済や産業、健康や福祉、生活環境や生活基盤など、安平町に関わるあらゆる分野の「方向性」を示す「まちづくりの設計図」であり、将来の「ありたい姿」を出発点として定め、そこに向かうための道筋が段階的に描かれていきます。

本ページでは、計画に関するお知らせや令和9年度からスタートする「第3次総合計画」の策定へ向けた町の取り組みなどについてお知らせします。

前回のおさらい

前号では、8月27日に新たに委嘱された「安平町未来創生委員」の皆様に対し、町長から第3次総合計画の策定に関して諮問された内容と様子をお知らせしました。

具体的には、下記事項を未来創生委員会へ諮問しています。



- ・ 令和9（2027）年度から令和16（2034）年度の8年を計画期間とする、基本的な目標を定める「基本構想」づくり
- ・ 令和9（2027）年度から令和12（2030）年度の4年を計画期間とする、分野別目標とその具体的取り組みを定める「前期基本計画」づくり

広報あびら9月号で、第3次総合計画策定に向けた方針を取り上げましたが、その最後に「自治体本来の目的である「町民の福祉（幸せ）の増進」に努めます」と結びました。

今号では、この結びの部分を少し掘り下げていきます。



自治体（地方公共団体）の役割

安平町（地方公共団体）の存在を規定する『地方自治法』という法律の中に、地方公共団体の“役割”が書かれています。

【地方自治法 第1条の2第1項】

地方公共団体は、**住民の福祉の増進を図ることを基本**として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

この役割を達成することが、安平町（地方公共団体）としての“目的”ということになります。